

人事異動の取扱に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第四号

人事異動の取扱に関する規則の一部を改正する規則

人事異動の取扱に関する規則（昭和三十一年広島県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号の注一中「採用、併任及び臨時的任用の場合に限り」を削る。

附則

この人事委員会規則は、平成三十年四月一日から施行する。